

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和2年2月28日

学校教育課

1 改正趣旨

令和3年度から県立榛生昇陽高等学校に専攻科（※）を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

（※）高等学校の通常の課程（3年間）を卒業後、資格取得などのためにさらに1年以上高校で学ぶための課程〔根拠法：学校教育法58条〕

2 改正内容

（1）高等学校専攻科の設置（第2条）

- ・榛生昇陽高等学校に専攻科として「介護福祉科」を設置する。

（2）高等学校専攻科の修業年限（第5条）

- ・榛生昇陽高等学校介護福祉科の修業年限を2年とすることに伴い、高等学校の専攻科の修業年限を2年と規定する。

（3）県立学校の修了証書関係（第7条、第8条）

- ・県立学校の修了証書の様式を定める。
- ・県立学校が備えるべき表簿に「修了証書台帳」を加える。

（4）高等学校専攻科の教育課程の編成（第13条）

- ・高等学校の専攻科の教育課程について、校長が編成し、あらかじめ教育長に届け出るものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

＜参考＞令和3年度選抜に向けたスケジュール（現時点）

令和2年3月：奈良県立学校における授業料に関する条例の一部を改正する条例議決、公布
〔入学考查料、入学料及び授業料の規定〕

令和2年5月頃：榛生昇陽高等学校介護福祉科入学者募集要項発出

令和2年9月頃：入学願書受付

令和2年10月頃：検査実施

令和3年4月：榛生昇陽高等学校介護福祉科1期生の入学

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	<p>令和3年度から県立榛生昇陽高等学校に専攻科を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>県立榛生昇陽高等学校に専攻科として介護福祉科を設置する。</p>	<p>1 高等学校専攻科の設置 県立榛生昇陽高等学校に専攻科として介護福祉科を設置する。 (第2条、別表第3関係)</p> <p>2 高等学校専攻科の修業年限 高等学校の専攻科の修業年限を2年とする。 (第5条関係)</p> <p>3 県立学校の修了証書 県立学校の修了証書の様式を定める。 (第7条、第1号様式の2関係)</p> <p>4 高等学校専攻科の教育課程の編成 高等学校の専攻科の教育課程について、校長が編成し、あらかじめ教育長に届け出るものとする。 (第13条関係)</p> <p>5 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>6 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和二十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「学校」の下に「及び当該学校に設置する学科」を加える。

第五条第二項中「三年」を「二年」に改め、「定める期間」の下に「とし、専攻科については二年」を加える。

第七条の見出し中「卒業証書」を「卒業証書等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 県立学校の修了証書は、第一号様式の一とする。

第八条第一項中「卒業証書合帳」を「卒業（修了）証書合帳」に改める。

第九条の二第一項中「第一号様式の一」を「第一号様式の二」に改める。

第十二条中「実施する教育課程」の下に「（高等学校の専攻科を除く。）」を、「学習指導要領」の下に「（特別支援学校の幼稚部においては、教育要領）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 校長は、翌年度において実施する高等学校の専攻科の教育課程を編成し、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

別表第二中「科名」を「学科名」に改め、同表奈良県立盲学校の項中「専攻科」を「理療科」に改め、同項の前に次のように加える。

奈良県立榛生昇陽高等学校	介護福祉科
--------------	-------

第一号様式の一を第一号様式の二とし、第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2 (第7条関係)
[縦書]

第	割印	校印
号	年 月 日	修了証書
奈良県立何学校長 氏名 印	年 月 日生	氏名
あなたは本校が定めた課程を修了したことを証します		

[横書]

修了証書	
校印	氏名 年月日生
あなたは本校が定めた課程を修了したことを証します	
年 月 日	
奈良県立何学校長 氏名 印	
割印	
第号	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
2 第二条 略 3 専攻科を設置する学校及び当該学校に設置する学科は、別表第三のとおりとする。 (修業年限) 第五条 略 2 高等学校の修業年限は、全日制の課程については三年とし、定時制及び通信制の課程については三年以上の期間で校長が定める期間とし、専攻科については一年とする。 3 略 (卒業証書等の様式) 第七条 略 2 県立学校の修了証書は、第一号様式の一とする。 (表簿) 第八条 県立学校には、概ね次の表簿を備えなければならない。 一 略 二 卒業（修了）証書台帳及びほう費簿 三 十一 略 2 略 (学期) 第九条の二 略 2 前項に規定にかかるは、校長は、必要があると認めるときは、学年を二学期に分けることができる。この場合において、校長は第一号様式の三により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。	2 第二条 略 3 専攻科を設置する学校は、別表第三のとおりとする。 (修業年限) 第五条 略 2 高等学校の修業年限は、全日制の課程については三年とし、定時制及び通信制の課程については三年以上の期間で校長が定める期間とする。 3 略 (卒業証書の様式) 第七条 略 2 県立学校には、概ね次の表簿を備えなければならない。 一 略 二 卒業証書台帳及びほう費簿 三 十一 略 2 略 (学期) 第九条の二 略 2 前項に規定にかかるは、校長は、必要があると認めるときは、学年を二学期に分けることができる。この場合において、校長は第一号様式の一により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

改 正 案

現 行

(教育課程の編成)

第十二条 校長は、翌年度において実施する教育課程（高等学校の専攻科を除く。）を學習指導要領（特別支援学校の幼稚部においては、教育要領）及び奈良県立高等学校教育課程基準により編成し、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

2 校長は、翌年度において実施する高等学校の専攻科の教育課程を編成し、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

別表第三（第二条関係）

学校名	学科名
奈良県立株生昇陽高等学校	介護福祉科
奈良県立盲学校	理療科

(教育課程の編成)

第十二条 校長は、翌年度において実施する教育課程を學習指導要領及び奈良県立高等学校教育課程基準により編成し、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

別表第三（第二条関係）

学校名	科名
奈良県立盲学校	専攻科